

建築性能試験センターにおける判定の基本方針について

当センターでは、判定が統一的な考え方で進められるよう「基本方針」を定めています。

また、判定の結果を「判定会議¹⁾」で審議し、判定が基本方針に沿っているか、質疑の表現が正しく伝わるかを確認することにより、判定員による考え方や質疑内容のばらつきが生じないよう適正な判定に努めています。

さらに質疑の通知後、ご要望により面談または電話によるヒアリングを行い、設計者の設計意図を十分把握し、こちらの質疑内容が正しくご理解いただけるように努めています。

質疑に対し不明な点や疑義がありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

基本方針

(1) 意匠設計図、構造設計図及び構造計算書その他設計者の説明資料に基づき、次の視点で審査します。これらの妥当性、法適合性が確認できない事項、不明確な事項について質疑します。

- ① 構造設計図に異常・不自然な箇所がないこと
- ② 建築計画が計算式の適用方法の範囲内であり、計算に用いる数値の設定（データの入力）、が適切であること
- ③ モデル化や設計者の工学的判断が適切であること
- ④ 構造計算書の荷重値が適切であること
- ⑤ 構造計算書の計算過程、計算結果に異常・不自然な値や箇所がないこと

(2) 「建築物の構造関係技術基準解説書」その他の基規準における「推奨事項」については、原則として質疑対象としません。ただし、モデル化等設計者の工学的判断に関連して説明を求める場合があります。

(3) 法令に定めのない「施工方法」や「品質管理」については、原則として質疑対象としません。ただし、モデル化等設計者の工学的判断に関連して説明を求める場合があります。

(4) 図書相互の不整合、記載の不備等構造計算適合性判定の審査範囲外の事項²⁾でも、構造計算に影響する事項については質疑対象とします。

1) 「構造計算適合性判定結果通知」等の交付に先立ち、判定員により質疑内容や判定結果の妥当性について審議します。また、毎月1回程度、判定顧問（学識経験者3名）が出席し、判定内容について指導助言を受けています。

2) 国土交通省告示第835号別表「審査すべき事項」における図書相互の整合、明記すべき事項の記載、使用構造材料の適合性の審査を指します。